

処分の概要	指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 第10条第1項(第14条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年条例第2号		
【基準】 第10条の規定による。 (指定の取消等) 第10条 市長は、指定管理者が前条に規定する指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による施設の管理の継続が適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。 3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日